

2010年8月16日 全7頁

# 年金型生命保険の二重課税問題についての 論点整理

資本市場調査部 制度調査課  
是枝 俊悟

## 年金型生命保険に対する課税を基本から整理する

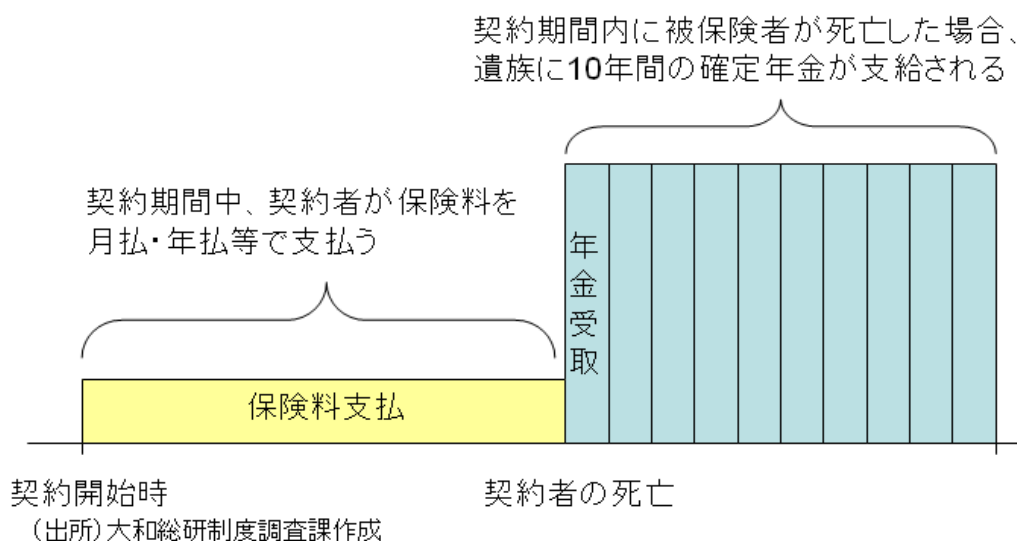
### [要約]

- 2010年7月6日、最高裁は年金で受け取る生命保険金に対する、所得税と相続税の二重課税の是非について係争していた事件について、判決を下した。
- 判決では、年金の各支給額について、相続時における時価相当額については所得税の課税対象とならないという見解を示し、当該事件において、被相続人の死亡（相続の発生）と同日に支払われた1年目の年金については、所得税を課さないとした。
- 本レポートでは、年金型生命保険の年金受給（権）に対する課税について基本から整理し、今回の最高裁判決において問題視された二重課税問題について論点を整理する。

### 1. 年金型生命保険と課税関係

○年金型生命保険は収入保障保険とも呼ばれ、被保険者が死亡した際に、死亡年金受取人が有期または終身の年金を受け取れる保険契約である（年金と一時金のどちらかを選択できるタイプの契約もある）。年金型生命保険の契約例を図に表すと、以下の図表1ようになる。

図表1 年金型生命保険の契約例



- 例えば、夫がサラリーマン・妻が専業主婦の世帯で、夫に万一のことがあった際に、遺族年金などでは不足する妻子の生活費を確保するためなどの目的で加入される。保険金を一時金でなく年金で受け取る利点としては、年金で定期的に受け取った方が生活設計をしやすいことや、年金原資の運用を保険会社に任せられることなどがあげられる。
- この保険金についての、これまで（7月6日最高裁判決が出されるまでの実務上の取り扱い）の課税関係を整理すると、以下の通りとなる。

### 【①相続税】

- 契約者の死亡に伴い遺族に年金受給権が発生する。この年金受給権については、みなし相続財産となり相続税の課税対象となる（相続税法3条、相続税法基本通達3-6）。その際の評価額は、相続税法24条の規定によって評価される（なお、この相続税法24条は2010年度税制改正で改正されている）。
- この年金受給権については、生命保険の一時金と同様に相続税の計算の際に、法定相続人1人あたり500万円の死亡保険金の非課税枠の対象になる（相続税法12条）。

### 【②源泉所得税】

- 保険会社は、遺族に生命保険金として年金を支払う際、所得税を源泉徴収する（したがって、遺族に支払われるのは源泉所得税控除済みの金額である）。
- 源泉徴収税額は年金の受取額から、必要経費（下記「所得税の確定申告」で用いる必要経費の金額と同じ）を除いた額の10%である（所得税法207条、208条）。
- なお、この源泉所得税はあくまで所得税の前払いという位置づけであるので、確定申告により所得税額を精算する必要がある。

### 【③所得税の確定申告（注・この取扱いについては変更が求められるものと考えられる）】

- 生命保険金としての年金については雑所得として扱われる。雑所得がある者については、給与所得などの他の所得と合算して累進税率を適用する（総合課税）ため、原則として確定申告が必要となる。確定申告により計算された税額に対し、これまでの納付税額が不足すれば差額を納付し、これまでの納税額が過大であれば還付が行われる。
- これまでは生命保険金としての年金については、税引前の年金受給額を所得税の計算上「収入金額」とすることと解釈されており、必要経費を除いた額を「雑所得」とする取扱いが実務上行われていた。
- 必要経費は、現状、各年の年金受取額に  $\frac{\text{払い込まれた保険料の総額}}{\text{年金受取総額}}$ （小数点以下第3位を切り上げ）を乗じて算出されている（所得税法施行令183条）。

### 【④住民税（注・この取扱いについては変更が求められるものと考えられる）】

- 住民税は、所得税の確定申告（または年末調整）によって計算された所得をもとに都道府県や市町村が税額を決定し、納税者に通知する。したがって、所得税の計算上「雑所得」として扱われた年金については、住民税額を算定する際にも、課税対象として扱われることとなる。

## 2. 最高裁判決での争点

- 年金型受給権に対するこれまでの課税関係は前述の通りであるが、所得税法 9 条<sup>1</sup>には、「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するものとみなされるものを含む）」について所得税を課さないとし、相続税と所得税の二重課税を排する規定がある。
- このため、年金受給権は相続税法の規定によるみなし取得財産であることにより、年金受取時に前述の②源泉所得税や、③所得税の確定申告の際の扱いを所得税法 9 条の規定に反するものと納税者が主張して、訴訟が行われていた。
- 2010 年 7 月 6 日に、最高裁判所第三小法廷は、年金で受け取る生命保険金について、初年度の受取金については所得税を課せないものとする判決を下した。
  
- 原審（福岡高等裁判所の判決）では、この納税者の請求は棄却された。その理由は、相続税法 3 条により相続等により取得したとみなされる「保険金」とは保険金請求権を意味する一方、実際に年金受給権に基づいて支払われる現金とは法的に異なるものと解釈し、所得税法 9 条の規定する非課税所得には当たらないというものだった。
- しかし、最高裁判決では、「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するものとは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産によりその者に帰属する所得を指すものと解される」と述べ、所得税法 9 条の趣旨は、「相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は所得税との二重課税を排除したものであると解される」とした。
- 最高裁判決では、相続税法における相続時の年金受給権の評価額は、「将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その価額と上記残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金の上記現在価値を元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているものと解される」とし、「したがって、これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものであり、所得税法 9 条 1 項 15 号（筆者注：現行法では 9 条 1 項 16 号に該当）により所得税の課税対象とならないものというべきである」とした。
- このため、最高裁判決では、「本件年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第 1 回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解される。そうすると、本件年金の額は、すべて所得税の課税対象とならないから、これに対して所得税を課すことは許されないものというべきである」とした。
- この最高裁判決についての係争事例では、第 1 回目の年金の支給日が被相続人の死亡日となっており、相続発生の日と時期が一致していた。そのため第 1 回目の年金については（年金の支給額について現在割引する必要がなく）全額を被相続人死亡時の現在価値とし、所得税を課せないものとした。
- なお、所得税法 208 条の規定に基づく源泉徴収（前述の②源泉所得税）に関しては、適法なものとした。

---

<sup>1</sup> 最高裁判決の係争事例の発生当時の相続税法上は 9 条 1 項 15 号に規定されていたが、現在は 9 条 1 項 16 号に規定されている。以下、同じ。

### 3. 今後の相続税・所得税の課税における論点（年金型生命保険の受給権に関して）

○7月6日の最高裁判決は、あくまで個別の係争事例に対する課税上の扱いについて裁決を下したものであるから、これをもって直ちに他の年金型生命保険に対する課税上の扱いが変わるということにはならない。しかしながら、これまでの年金型生命保険に対する課税上の取り扱いが最高裁の法解釈と異なるとされることを問題視し、今後、国税庁から新たな課税上の取扱いが示されたり、政省令や通達を改正したりすることによって最高裁の法解釈との整合性を取るものと考えられる。

○また、最高裁判決では、2年目以降の年金の受取金に対する課税についての見解は述べられておらず、2年目以降の年金の受取金に対する課税について、今後国税庁から新たな課税上の取扱いが示されるものと考えられる。

#### ◆2年目以降の現在価値相当額と運用益相当額の按分について

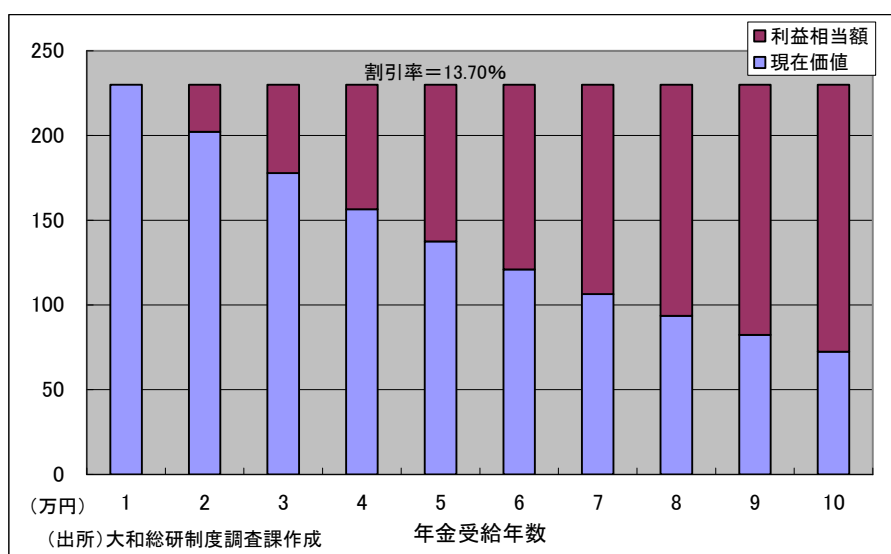
○最高裁判所の判決では、相続税法上の年金受給権の評価額を「将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額」とみなし、実際の受給額と相続税法上の年金受給権の評価額との差額を「現在価値を元本とした場合の運用益の合計額に相当するもの」とした。

○すなわち、2年目以降の年金の受取金については現在価値相当額については所得税は課税せず、利益相当額については所得税の課税対象となるものと考えられる。

○今回の係争事例については、相続発生が2002年であるため、相続税法上の年金受給権の評価額は2010年度税制改正前の相続税法24条（以下、旧相続税法24条）の規定が用いられ、230万円の年金を10年間に渡って受け取る権利について、1,380万円と評価された。

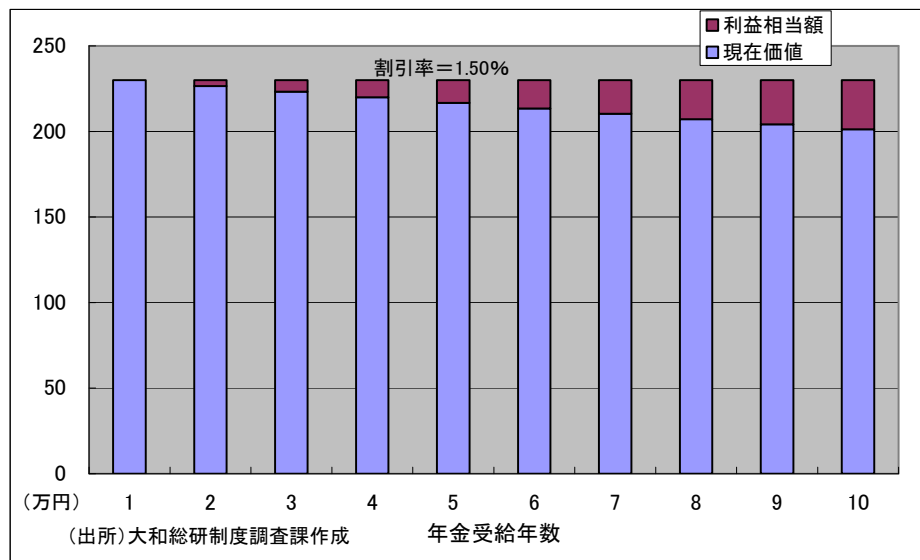
○この1,380万円を相続発生時の現在価値相当額、年金の総支給額2,300万円との差額である920万円を運用益相当額として、複利原価法にて割引率を計算すると、割引率は年率13.70%と、現在の金利情勢等を考慮すると相当に高い水準となる。この割引率13.70%をもって2年目以降の年金支給額について、現在価値相当額と運用益相当額を按分計算すると、以下の図表2のようになる。

図表2 年金支給額のうち現在価値相当額と運用益相当額（旧相続税法ベース）



- この旧相続税法 24 条では、実際の金利情勢等を考慮すると相当に高い割引率をもって年金受給権を評価する規定となっていることが問題視されて 2010 年度税制改正にて、実際の金利情勢に沿った水準になるよう改正された。
- 2010 年度税制改正後の相続税法 24 条（以下、新相続税法 24 条）の規定では、年金受給権の評価額を、一時金相当額、解約返戻金相当額、予定利率に基づいて計算した年金受給額の現在価値相当額のいずれか多い額で評価する。
- 近年の保険契約において、予定利率は 1～2%程度に設定されているものが多いものと考えられ、仮に予定利率が 1.5%と設定されている保険契約であるとする、新相続税法 24 条の規定では、「230 万円の年金を 10 年間に渡って受け取る権利」は 2,152 万円として評価されることとなる。
- したがって、仮に新相続税法をベースに 2 年目以降の年金支給額について、現在価値相当額と利益相当額を計算すると以下の図表 3 のようになり、所得税の課税対象となる「利益相当額」が旧相続税法をベースにしたもの（図表 2）より大幅に少なくなる。

**図表 3 年金支給額のうち現在価値相当額と運用益相当額（新相続税法ベース）**



- 2 年目以降の年金支給額についても、年金受給権取得時の現在価値相当額について所得税を課さない取扱いをする場合、現在価値相当額の算定法により課税対象額が大きく変わってくることとなるため、その取扱いをどうするかが今後の争点となってくるだろう。
- なお、生命保険協会は 8 月 6 日に、年金型生命保険の 2 年目以降の年金支給額に対しても全額を所得税がかからないものとして扱うことを求めた要望書を財務省と国税庁に提出している<sup>2</sup>。

#### ◆所得税法上の必要経費の控除との関係

- 所得税法施行令 183 条では、年金型生命保険の必要経費は、各年の年金受取額に  $\frac{\text{払い込まれた保険料の総額}}{\text{年金受取総額}}$ （小数点以下第 3 位を切り上げ）を乗じて算出される。

<sup>2</sup> 2010 年 8 月 7 日付日本経済新聞朝刊 4 面より



○年金受給権の取得時の時価相当額部分について所得税を課さない扱いをした場合、この必要経費に関して、どのように取り扱うか（時価相当額部分について控除した金額を「収入金額」としてさらに必要経費を控除できるのか、必要経費について時価相当額部分と年金受給権取得時の現在価値相当額部分に按分するのか、など）国税庁の見解が待たれる。

#### ◆過去に課税された所得税の還付の扱い

○国税通則法 74 条には、「還付金等に係る国に対する請求権は、その請求をすることができる日から 5 年間行使しないことによって、時効により消滅する」とある。したがって、仮に年金型生命保険に対する所得税の課税上の扱いが改められたとしても、5 年を経過したものについては時効により還付請求を行うことができないものと考えられる<sup>3</sup>。

○しかし、野田財務大臣は、「還付請求期限の 5 年を超える 2004 年以前に受け取った年金分も『救済が必要』」としており、特例法の制定などにより 5 年以上前に受け取った年金に対する所得税についても還付が行われる可能性もある。

#### ◆住民税および、国民健康保険料等の扱い

○過去の分の所得税法上の所得が訂正された場合、それに伴って住民税額を再計算して還付を行わなければならない可能性がある。また、地方税法上の所得や住民税額などを算定対象としている国民健康保険料についても還付を行わなければならない可能性がある。

## 4. 今後の相続税・所得税の課税における論点（他の商品に派生する事項）

○7 月 6 日の最高裁判決で示された「相続税の課税対象となる経済的価値と同一のもの」について所得税法 9 条 1 項 16 号の規定により所得税の課税対象とならないものとする考え方を、仮に年金型生命保険のみならず、相続資産全般に広げて考えると、広く相続税と所得税の二重課税の問題が浮かび上がる。

○日本の所得税では、所得税法 60 条の規定により、相続等により取得した資産の取得価額は、被相続人の取得価額を引き継ぐものとしている<sup>4</sup>。

○例えば、上場株式を相続により取得した場合を考える。

○被相続人が 500 万円で取得した上場株式について、相続時の時価<sup>5</sup>は 1,000 万円であった。この場合、相続時の時価 1,000 万円を課税価格として相続税額が計算される。

<sup>3</sup> 今回の最高裁判決の係争事例においては、提訴により時効が中断されている。

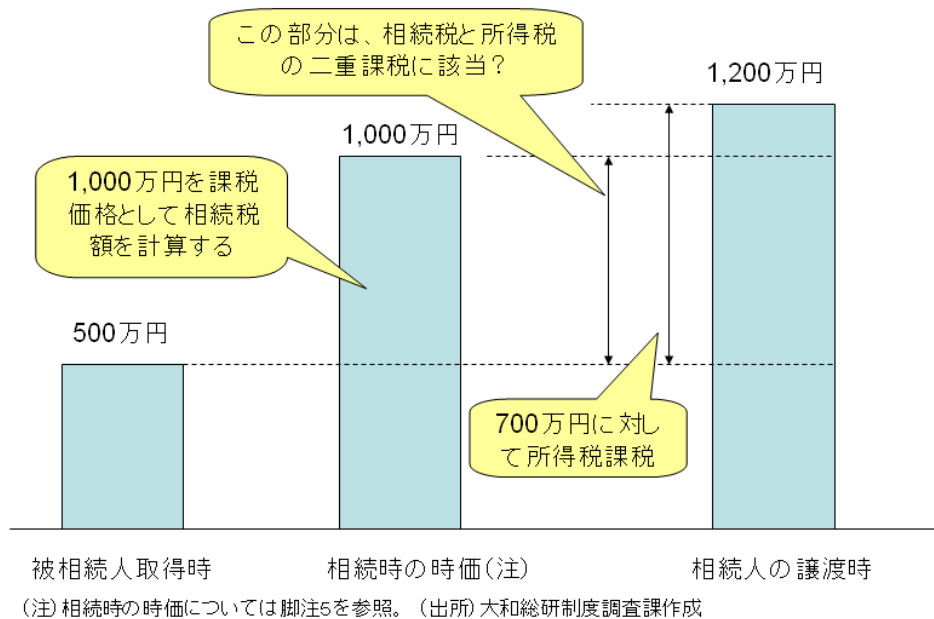
<sup>4</sup> 相続時の被相続人の取得価額を引き継ぐか否かは国によって異なる。例えば、アメリカにおいては（2011 年度以降相続税の課税が復活した後は）相続により取得した財産の取得価額は、被相続人の取得価額を引き継がず、相続時の時価を持って取得価額とする。

<sup>5</sup> 次の①～④のうち最も低い価格とする。①相続等の日の最終価格、②相続等の日の属する月の毎日の最終価格の月平均額、③相続等の前月の毎日の最終価格の月平均額、④相続等の前々月の毎日の最終価格の月平均額。

○その後、相続人がこの上場株式を 1,200 万円で譲渡した場合、取得価額は被相続人の取得価額を引き継いだ 500 万円とされるため、700 万円の譲渡益に対して所得税（および住民税）が課税されることになる。

○この上場株式について、相続人が取得した後に値上がりした分は 200 万円であり、譲渡益として計算される 700 万円のうち 500 万円の部分については、「相続税の課税対象となる経済的価値と同一のもの」とも考えられる。7 月 6 日の最高裁判決を契機に、この 500 万円の部分についての課税が問題視される可能性もある。

図表 4 相続により取得した上場株式に対する相続税・所得税の課税の例



○同様のことは、土地や住宅の相続時の含み益、預金や債券の経過利子などについても広くいえる。

○今後所得税法 60 条（相続時の取得価額の引継ぎ）と所得税法 9 条 1 項 16 号（相続取得財産について所得税を課さない）について整合性を持った規定となるよう、法令や通達の改正を検討する必要があるものと考えられる。

○ちなみに、民主党は、2009 年 7 月に発表した「政策集 INDEX2009」などで相続税の課税方式について、現行の法定相続分課税方式から、遺産課税方式への転換を検討する考えを示している。遺産課税方式は、被相続人の遺産総額に対して累進課税する仕組みであり、被相続人の生前の所得税について精算するという意味合いを持つ。

○例えば、遺産課税方式を採用するアメリカにおいては、相続人は相続時の時価で資産を取得したものとして取扱うことで、所得税と相続税の二重課税を回避している<sup>6</sup>。

<sup>6</sup> 遺産税の適用を凍結している 2010 年は、被相続人の取得価額を引き継いでいる。しかし、2011 年以降遺産税が復活すれば、再び、相続時の時価を取得価額とするものと思われる。